

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和5年11月28日

横浜市契約事務受任者
横浜市教育次長 木村 奨

- 1 契約の概要
揚水管破裂修繕

- 2 履行（納品）場所
旭区今宿南町1879-2
横浜市立今宿南小学校

- 3 契約日
令和5年8月30日

- 4 履行日又は履行期間
令和5年8月30日

- 5 契約金額
308,000円

- 6 契約の相手方（名称及び所在）
横浜市西区久保町4-12
三ツ矢設備工業株式会社

- 7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由
揚水管破裂によって高架水槽への給水ができなくなり、校舎内のトイレ、水飲み場が使用不能になったため、緊急契約による修繕で対応しました。

- 8 契約の相手方の選定理由
横浜市の有資格者名簿から迅速な対応ができる事業者を選定しました。

- 9 所管
横浜市立今宿南小学校